

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 協定調印に関する反響、意見(1) (琉球政府の疑問、要望)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43568

法務省

昭和四十六年八月十七日

法務大臣官房秘書課

返還協定等に対する質疑および要望について

- 一 返還協定第四条第一項の請求権関連問題については、特に当該事項を総括的に処理する機関を設けない限り、復帰後は当該事務を所掌することとなる省庁において処理することとなると思われる。従つて、本件に関し、当省は意見を述べる立場にない。
- 二 返還協定第四条第三項関連の海没地に関する件は、米國政府が交換公文の趣旨にのっとりすみやかに処理を進めるよう配慮を望むものである。
- 三 返還協定第五条第一項については、米國土地裁判所は *Land*

Tribunal であり、裁判所を意味する *Court* ではない。

- 四 返還協定第五条第三項については、要望どおり措置する。
返還協定第五条第四項については、要望どおり措置する。
なお、イ、ロ、ハ、ニの点については、適切な措置を講ずるよう、目下検討中である。

事務連絡
昭和四十六年七月十四日

法務大臣官房秘書課

外務省アメリカ局
北米一課沖繩班
御中

いわゆる「沖繩返還協定」等に関する疑問点
および要望について（回答）

標記の件について、当省においては次の二点のほか、特に意見はありません。

一 返還協定第五条第一項関係（質疑事項）

○「琉球列島及び大東諸島におけるいずれかの裁判所」には、琉球列島米国土地裁判所は含まれない。

二 愛知外相書簡 復帰後の沖繩における外国人の取り扱い（要望

事項）

○ 出入国管理行政については、本土と沖繩とは法制度や行政実態のうえで著しい相違があるので、一般的に復帰前の在留資格や在留期間を本土法によるそれらとみなすことは適当でないと考えられる。したがって、当省としては、さる三月に決定された「沖繩復帰対策要綱（第二次分）十一在沖外国人の在留資格」に基づき、復帰の際、沖繩に在留する外国人に対しては、復帰後一定の期日までに在留資格取得の申請を行なわせ、当該外国人を個別に審査し、出入国管理令に基づく在留資格を付与することとするが、この在留資格の付与にあつては、在留目的、居住経歴、家族状況等の在留状況を勘案し、できる限り従前認められていたと同様の法的地位を維持できるより好意的に配慮する方針であるので、一般的に復帰前の在留資格や在留期間を本土法のそれらとみなさなくとも、沖繩の社会、経済に好ましくない影響を及ぼすことはないと考えられる。

法務省秘能第二七号

昭和四十六年七月六日

法務大臣官房秘書課長 石原 一



沖繩・北方対策庁総務部長 殿



返還時におけるアメリカ合衆国の民政の諸権限の
日本国への移行について（回答）

（対昭和四十六年六月十九日沖・北対第二
一九七号）

標記の件について、特に意見はありません。
なお、関連問題として、次の二点についてよろしくご配慮願いま
す。

記

- 一 第一段階においてすでに委譲されている戸籍行政に関する助言
と援助の権限を、戸籍整備の観点からより効果的ならしめるため、
琉球列島への転籍制限の措置をすみやかに撤廃すること。
- 二 出入国管理行政の沖繩復帰対策を円滑に遂行するうえで必要で
あるから、出入域管理権についてもできる限り委譲すること。